

京都市消防局訓令乙第8号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防広報規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

「第6章 消防広報の推進」を「第6章 雑則」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

所属長は、局内広報が必要であると認めるものについて、全ての所属又は関係する所属に対し、情報発信を行わなければならない。

第16条第2項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)